

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書

1 交付条件

- 公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）の「行政枠さくらねこTNR事業 協働登録申請書 改訂版」の同意事項及び鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱を遵守する。
- 市内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないよう地域住民等（自治会長など地域の代表者を含む。以下同じ。）に周知を図り、飼い主のいない猫と判断できたものだけを保護する。
- 本事業に関連して生じた事故、紛争、費用等について、市は責任を負わないことを了承する。また、チケットの交付によって、猫の不妊手術ができることを市が保証するものではないことを了承する。
- チケットの利用に当たり、その捕獲、運搬及び不妊手術に伴う事故や費用の発生、地域住民等やTNR活動の協力者等との問題等が生じた場合は、その一切の責任を負い、誠意をもって対応する。
- チケットの利用に伴うTNR活動について、地域住民等に対して十分な期間をもって説明を行い、活動への理解を得ている。
- チケットを利用した後の適切な管理活動（次の給餌方法、ふん尿の後始末等）を徹底して行う。

2 餌の与え方

- 餌は、対象の猫に対して、時間と場所を決め、必要な量だけを与える。
- 置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、猫が食べ終わったらすぐに片付ける。

3 トイレの設置・ふん尿の清掃

- 猫のトイレを設置し、日常的にふん尿の回収・清掃を行う。
- トイレ以外にしたふん尿について、定期的に回収・清掃を行い、飼養環境の清潔を維持する。

4 さくらねこの理解普及

- 不妊手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意する。
- 必要に応じて、耳先がV字カットされている猫は不妊手術済みである旨を地域住民等に説明し、その猫がその場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努める。

(裏面があります。)

(裏面)

5 チケットの取扱等

- チケット及びチケットの利用権の譲渡、転売、再々分配、チケットの利用を条件にした手術費用及び寄付の請求、TNR活動の代行費用（捕獲費、運搬費等）の請求並びにこれらに準じた行為は行わない。
- 希望どおりの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てない。
- 交付したチケットの枚数にかかわらず、捕獲した猫全頭に不妊手術を施す。また、その際に生じた費用等については、申請者が負担する。
- チケット利用後は速やかに報告書等を作成し、チケットの有効期限日後7日以内に報告する。また、利用しなかったチケットは、速やかに返却する。
- 本事業について、どうぶつ基金の規定に従い、ホームページ、SNS等にどうぶつ基金が指定した協働ボランティア用定型文及びハイパーリンクを必ず掲載する。
- その他、市、どうぶつ基金等からの指示、指導等があった場合は、速やかに対応する。
- 地域住民等から苦情があった場合は、責任をもって対応する。
- 以上のことが守られないなど、チケットの利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てない。

チケットの交付申請を行うに当たり、以上の条件を確認し、遵守します。

年 月 日

申請者
住 所
氏 名

(団体の場合は、団体名及び代表者
氏名)

(署名又は記名押印)
連絡先